

自転車の安全な乗り方について



発進・停止の方法

発進の方法

1. 自転車の左側に立ち、後方の安全確認をした後に乗車
2. ブレーキを両手で握り、左足を地面につけ、右足をペダルに乗せる
3. 再度、後方の安全確認をして発進

停止の方法

1. 後方の安全確認をして、徐々に速度を落としながら停止
2. 再度、後方の安全確認をして自転車の左側に降車



歩道通行の方法

自転車は軽車両に分類され、車道の左側を通行することになっています。特例で、歩道通行できるのは下記の場合です。

1. 標識や標示によって通行できるとされている場合
2. 運転者が13歳未満、70歳以上又は身体障害者の場合
3. 交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、やむを得ないと認められる場合



※ 歩道通行をする場合は……

- ・歩道の車道側を徐行（すぐに停止できる速度）
- ・歩行者がいる場合には一時停止

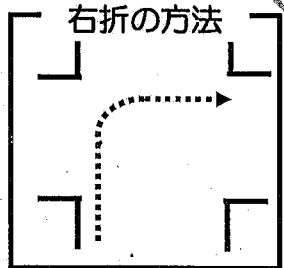
交差点の右左折方法

信号機のない交差点

交差する道路の安全確認と後方車両に注意しながら速度を落とす

左折 後方からの左折車と周りの歩行者に注意しながら、曲がる

右折の方法



右折 交差点の側端に沿って大回りで曲がる。交通量が多く危険な場合は、右折する前に一旦停止しましょう

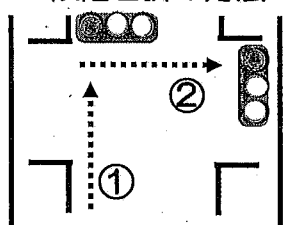


信号機のある交差点

交差点に近づいたら速度を落とし、信号と交差点内の安全確認

左折 後方からの左折車と周りの歩行者に注意しながら、曲がる

二段階右折の方法



右折 ①道路の反対側まで行き、後方の安全確認後、停止して降車

②進行方向に自転車の向きを変え、対面信号が青になったら発進



道路の横断方法

1. 横断したい場所に近づいたら速度を落とし、後方の安全確認後、一時停止

横断歩道又は自転車横断帯がある場合は、横断歩道または自転車横断帯の手前で一時停止

2. 左右、後方の安全確認後、発進

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を渡る

横断歩道がある場合は、歩行者がいる時は自転車から降りて押して渡る（横断歩道を渡る人が他にいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、乗車したまま渡ることもできます。）

一時停止の方法

1. 交差点に近づいたら速度を落とし、後方の安全確認後、停止線手前で一時停止
2. 交差道路の左右が見える場所まで移動し、左右、後方の安全確認後、発進



神奈川県警察